

令和6年4月1日

患者さまへのお願い

当院では、後発医薬品の使用推進を図るとともに、
医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
現在、一部医薬品について十分な供給が難しい状況が続いていま
す。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を
指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的
な名称により処方せんを発行すること※）を行う場合があります。
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても
患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員ま
でご相談ください。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載すること
です。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお
薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。